

開店早々、前オーナーの 債権者から請求が！

法律で解決！

中小企業トラブルは怖くない！

監修 宮下正彦 弁護士

事例

長年ホテルの厨房で料理長を務めてきた牛島さんは、念願かなってカジュアルなビストロをオープンすることにしました。以前カウンターだけのバーだったという店舗を居抜きで譲り受け、さっそく営業を開始したところ、以前のオーナーの債権者がやってきて、牛島さんに支払いを求めてきました。困った牛島さんは宮下弁護士のところを訪れました。

宮下 業者の言い分はどのようなものですか？

牛島 はい。前のオーナーから営業譲渡を受けたのだから私が支払うべきだと主張しています。複数の業者から請求を受け、債務額もかなり大きいです。

宮下 前オーナーからは店舗ごと譲渡を受けたのですよね？

牛島 はい。店舗だけでなく、店で使用する備品などについてもほぼ全部譲ってもらいました。

営業譲渡とは何か？

宮下 まず今回の取引が営業の譲渡に該当するかが問題となりますね。営業譲渡とは有機的に結合された組織的財産の譲渡を意味します。簡単に言えば、土地や建物等の有形資産のみならず、取引先、債務、人材、ノウハウ、いわゆるのれんと呼ばれる営業権等をそのまま移転させる場合が該当します。

牛島 営業譲渡に該当する場合には、必ずすべての債務が承継されるのですか？

宮下 債務が承継されるか否かは、当事者間の契約内容により決まります。契約書上、譲渡の対象がどのように記載されているかによりますね。

牛島 なるほど。しかし、契約によって決められるのであれば、債務を承継しないと定めるのが普通な気がしますが。

宮下 債務の承継というと、不利なようにも思えますが、例えば継続的に取引を行っている業者と、営業譲渡後も取引を続ける場合には、債務を承継するほうが簡便と言えます。今回は、従業員との雇用契約やリースの備品は、譲渡の対象ではなかったのですか？

牛島 はい。前オーナーは一人でバーの経営をされていて、備品も前オーナーが所有していたものです。ただ、前オーナーの取引先の中には今後取引を継続したいと考えている業者もあり、一応顧客名簿もいただいております。

宮下 建物・什器等の設備のみの譲渡であれば営業譲渡に該当しないのですが、今回の牛島さんの場合は微妙なところですね。念のため、今度契約書をご持参いただいてもよろしいですか？

牛島 分かりました。

宮下 営業譲渡において債務が継承されるか否かについては、当事者間の契約により決まるため、事前に契約内容を検討し、承継する債務としない債務を特定しておくことが肝要です。

「債務引受広告」にも「注意

牛島 仮に今回の取引が営業譲渡に該当する場合であっても、契約書で承継する債務を特定しておけば、思わぬ簿外債務を承継することはないと考えてよいのでしょうか？

宮下 そうでもありません。牛島さんは今回の開店に当たり、挨拶状を出したりしましたか？

牛島 はい。「このたびビストロ牛島（旧バー岡島）を開店する運びとなりました。今後とも変わらぬご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます」という挨拶状を出しました。

宮下 商法一八条によれば、譲受人が債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡人の債権者は譲受人に対して弁済の請求をすることができるとされています。営業譲渡に該当する場合、挨拶状の内容によっては、債務を弁済せざるを得なくなる場合があります。

牛島 どういう場合に該当しますか？

宮下 昔の判例で「今般弊社は：地方鉄道軌道並に沿線バス事業を：より譲受け、〇〇会社として新発足することになりました」という広告につき、営業上の債務を引き受ける趣旨を含むと判断したものもあります。もっとも、最近の裁判例では、単なる営業譲渡がされたことを述べる挨拶状では、債務引き受けの広告には該当しないとの判断がなされているようですが。

今回の牛島さんの挨拶状は、例えば「ビストロ牛島（旧バー岡島）」という部分や「今後とも変わらぬご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます」という部分が、営業の主体の同一性を表しているように見える